

広島市中区選挙管理委員会告示第14号  
令和8年2月6日

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 甲斐野 正行

【吉島第二投票区の投票管理者】

氏名	住所	職務を行うべき日	職務を行うべき時間
横山 夏尾	広島市南区	2月8日	7時00分から 20時00分まで